

トラック・物流Gメン活動中！

トラック・物流Gメンは、物流産業全体の取引適正化を進めるため、**適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請事業者に対する監視を強化**するべく、創設された制度です。トラック事業者に対するヒアリングの実施等により、**違反原因行為**（※）の疑いのある荷主・元請事業者に対し、「**働きかけ**」や「**要請**」等を行っています。

※違反原因行為については、裏面もご覧ください。

荷主が違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要 請

要請してもなお改善されない場合

勧告・公表

※勧告を発動した場合は荷主名を公表します。

トラック・物流Gメンの活動事例を紹介します

① 運賃・料金の不当な据置きを是正

燃料サーチャージについて交渉しても、なかなか結論を出してもらえない



元請と真荷主が速やかに協議し、燃料サーチャージを導入することでスピード決着

② 恒常的な長時間の荷待ちを是正

3時間以上待たされる



専用バースの確保、荷受・仕分要員の配置、到着時間の設定の対策をした結果、平均滞在時間が「30分未満」まで大幅改善

③ 契約にない附帯業務を是正

契約にない附帯業務を無償で要求される



作業範囲、運送料金作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結し、契約内容の「見える化」を実施

④ 過積載運行の要求を是正

荷物の重量に関係なく、箱車やウィング車の天井まで荷物を積み込まれる



積荷重量を把握できる配車システムを構築し、協力会社と連携し、重量の分散化を実施

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となる
おそれのある荷主・元請事業者の以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼



⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



⇒最高速度違反を招くおそれ



⇒過積載運行を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

●契約にない附帯業務

…契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要

●運賃・料金の不当な据置き

…運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じない

●ドライバーの拘束時間超過

…配車時刻までに荷揃えが終わっておらずドライバーを待機させる

●異常気象時の運行指示

…気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

事実確認のうえ、改善すべき点が見つかった場合、自主的な是正をお願いします。

【お問い合わせ先】

(トラック関係) 国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課 052-952-8037

愛知運輸支局 輸送担当 052-351-5312 静岡運輸支局 輸送・監査担当 054-261-1191

岐阜運輸支局 輸送・監査担当 058-279-3714 三重運輸支局 輸送・監査担当 059-234-8411 福井運輸支局 輸送・監査担当 0776-34-1602

(倉庫業関係) 国土交通省 中部運輸局 交通政策部 環境・物流課 052-952-8007



トラック・物流Gメン
ポータルサイト
※内容は順次更新中